

1市1町で再スタート

岐南町が合併協議会から脱退

各務原市、川島町、岐南町で四月一日に設置した「木曾川文化圏市町合併協議会」から岐南町が脱退し、今後は1市1町で協議を進めることになりました。

岐南町は五月二十五日、合併の是非と枠組みを問う住民投票を実施。その結果、岐阜市などとの合併を支持する意見が多かったため、民意を尊重し、本協議会からの脱退を決定しました。

六月六日に開催された第二回合併協議会の席上、伏屋征勝副会長（岐南町長）が脱退に至るまでの経緯を説明、承認されました。

脱退に伴い規約を改正

第2回

第二回合併協議会が、六月六日、各務原市産業文化センターで開催され、岐南町の合併協議会からの脱退と、脱退に伴う規約の改正、補正予算案が協議されました。

協議事項

合併協議会を設置する地方公共団体の変更について

伏屋征勝副会長、伏屋哲司委員（岐南町議会議長）、脇田庄太郎委員（同議会合併問題調査研究特別委員長）から経緯の説明があり、岐南町の脱退が承認



脱退の経緯を説明する伏屋副会長（第2回・6月6日）

（第1号）（案）について
岐南町の負担金を精算するとともに、新たにセキユリテイポリシー策定支援委託業務を計上した補正予算が、原案どおり承認されました。

これにより、歳入歳出予算総額は3、430万2千円となりました。

その他、連絡事項として、協議会事務の進捗状況について、事務局から説明がありました。

合併方式など基本5項目を承認

第3回

第三回合併協議会は、六月二十五日、各務原市産業文化センターで開催されました。

この日は、合併の基本五項目が主な議題となりました。両市

合併」、期日は「平成十七年一月まで」とすることが承認されました。

報告事項

合併協議会幹事会設置規程等の一部改正について

規約改正に伴い、幹事会設置規程、専門部会設置規程、事務局規程、財務規程について一部改正したことが報告されました。

平成15年度合併協議会予算に係る岐南町負担金の精算について岐南町の脱退に伴う負担額が424万6、098円になったことが報告されました。

協議事項

木曾川文化圏合併憲章の改正（案）について

岐南町の脱退に伴い、四月十



18人の委員で再スタートした合併協議会（第3回・6月25日）

日の第一回合併協議会で制定された「合併憲章」を改正することが、承認されました。

「羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する編入合併とする。合理的で理想的な合併をめざす」ことが、承認されました。

この結論に至った理由として幹事会は次の点を挙げています。▽方式にこだわらず、住民に密

着したサービスや新市建設計画など、協議の身にこだわって、「対等な立場・互譲の精神」で理想的な合併をめざしたいこと

▽編入であれば各務原市の法人格や根幹となる条例・規則をはじめとする各種システムが残るため合併の事務効率が著しく向上すること

▽編入する側の首長をはじめ特別職、各種委員がそのまま在任できるため、新設合併のように、行政の空白期間ができないこと

▽全国の事例を見て、合併する市町村の中に、人口比で8割

を超える自治体がある場合は、

ほとんど編入合併となっており、各務原市と川島町の人口比は93対7であること

合併の期日について

「平成十七年（2005年）一月までとする」ことが、承認されました。

また、今後、事務事業のすり合わせ協議が進む中で、一定の時期にはつきりした合併期日を決定することも承認されました。

新市の名称について

「各務原市」を基本とし、協議を継続する」ことが、承認されました。

新市の事務所の位置について

「現各務原市役所の位置とする」ことが、承認されました。

また、「現在の川島町役場には、住民サービスの低下を防ぐため所要の機関を置き、その調整については専門部会などで行う」ことも承認されました。

財産の取扱いについて

「両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする」ことが、承認されました。

◇ ◇

その他の事項として、第四回の合併協議会を七月九日に、第五回を八月月上旬に開催することなどが確認されました。

基本5項目とは—

1. 合併の方式

「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。新設合併とは、合併するすべての市町村を廃し、新たに1つの市町村を置く場合をいいます。編入合併とは、1つの市、町、村の行政区域に他の市、町、村を加える場合をいいます。

2. 合併の期日

法律上の規定はありません。ただし合併特例法の有効期限である平成17年3月31日までに合併しないと同法に基づく財政支援措置等が受けられません。

3. 新市の名称

新設合併の場合は関係する市町村がすべて廃されますので、新しい市の名称を決めなければなりません。編入合併の場合は、基本的には編入する市町村の名称をそのまま使用することが多いのですが、新たに制定することもできます。

4. 新市の事務所の位置

新設合併の場合は新たに事務所の位置を決めなければなりません。編入合併の場合は通常、編入する市町村の事務所の位置となります。

5. 財産の取扱い

新市の一体性の観点から、合併前の市町村が持っていた財産は、全て新市に引き継ぐ場合がほとんどです。